

前回の研究会（2月14日）でご指摘いただいた主な点

- ・ 債務調整を行うことを制度化する場合の課題について、一定の方向性を出すとしたら一定の基軸や視点がいるのではないか。現在の我が国の倒産手続の特徴を踏まえて、地方自治体の倒産手続のあり方を構想するならば、地方自治体は解体・清算することは許されないだろうから、個人再生手続のアナロジーを基本として、再建ないし再生手続を考えるのが良いのではないか。
- ・ 今後新しい再生法制が整備され、強力な早期是正の後に再生段階になるということを考えると、破綻のような事態は余程のことがないと起こらないとも考えられるのではないか。
- ・ 民事再生法型のアナロジーを適用した場合、債権者の受け入れるインセンティブがあるかどうかとなるが、新たな制度設計をすることで、法人格を残したまま清算価値を観念することも可能ではないか。
- ・ コアの部分は清算できないけれども、遊休不動産等、限定的な清算という概念はあり得るのではないか。
- ・ 債務調整を行財政制度の改革が進んだ段階で議論するにあたり、現行制度上、近い土台は何かということで整理しているため、様々な問題が考えられるのは当然。そういったところを整理しながら分権改革推進委員会に引き継いでいくのが良いのではないか。また、破綻が起こりえないとしても、制度としては検討すべきかどうかの議論は必要ではないか。
- ・ 債務調整の議論の前提として、お金を借りる目的や貸し手の期待していた内容により、必然的に債務調整のあり方も変わってくると考えるため、それをケース分けして、マトリックスで整理す

ることが必要ではないか。ケース分けの方法としては、例えば、事業からのキャッシュフローによる分類と、それらに対する国の関与度の度合いで分け、そのケースに合わせて合理的な借入の態様を考えれば、それに応じた債務調整の可否や方法が見えてくるのではないか。

- ・ キャッシュフローによる分類は、理論的な話でなく実態で区別すれば良いと思うが、その区別方法で良いのかも含めて議論が必要か。
- ・ 仮に政府の関与を全くやめると決めたときに、金融機関の期待が全く変わり、国の関与による分類の中身も変わってしまうのではないか。